			株式会社日本レジストリサービス(JPRS)
	変更前	変更後	備考
	社団法人 日本ネットワークインフォメーションセンター	社団法人 日本ネットワークインフォメーションセンター	
	公開: 1999年2月9日	公開: 1999年2月9日	
	改訂: 2000年7月19日	改訂: 2000年7月19日	
	改訂: 2001年1月1日	改訂: 2001年1月1日	
	改訂: 2001年12月18日	改訂: 2001年12月18日	
	改訂: 2002年2月1日	改訂: 2002年2月1日	
	株式会社日本レジストリサービス	株式会社日本レジストリサービス	
	改訂:2003年9月16日	改訂:2003年9月16日	
	改訂:2005年2月1日	改訂:2005年2月1日	
	実施:2005年4月1日	改訂:2008年4月15日	■改訂日、実施日を記述。
		実施:2008年6月15日	
•			
	属性型(組織種別型)・地域型JPドメイン名登録申請等の取次に関す	属性型(組織種別型)・地域型JPドメイン名登録申請等の取次に関す	
	る規則	る規則	
	第1条(目的)	第 1 条 (目的)	
	この規則は、属性型(組織種別型)・地域型JPドメイン名登録等	プーネ (ロログ   この規則は、属性型(組織種別型)・地域型JPドメイン名登録等	
	に関する規則(以下「属性型地域型JPドメイン名登録規則」という)	に関する規則(以下「属性型地域型JPドメイン名登録規則」という)	
	第4条の2に基づいて、株式会社日本レジストリサービス(以下「当		
	社」という)の属性型(組織種別型)および地域型JPドメイン名(以	社」という)の属性型(組織種別型)および地域型JPドメイン名(以	
		下「属性型地域型JPドメイン名」という)の登録申請、登録料・登録	
		更新料の納付等を当社の認定する者(以下「指定事業者」という)が	
	取り次ぐ場合の諸事項を定める。	取り次ぐ場合の諸事項を定める。	
	2 この規則は、指定事業者が取り次ぐ属性型地域型JPドメイン名の	2 この規則は、指定事業者が取り次ぐ属性型地域型JPドメイン名の	
	登録申請等に特別の地位を与えるものではない。	登録申請等に特別の地位を与えるものではない。	
	正 2 (1		
	第2条(指定事業者)	第2条(指定事業者)	
	当社は、属性型地域型JPドメイン名の登録申請手続、技術的基準	当社は、属性型地域型JPドメイン名の登録申請手続、技術的基準	
	について知識経験を有し、かつ、独立の事業者としての責任を負担す	について知識経験を有し、かつ、独立の事業者としての責任を負担す	
	る者を指定事業者として、この規則に定める属性型地域型JPドメイン	る者を指定事業者として、この規則に定める属性型地域型JPドメイン	
	名の登録申請等の取次に関する業務を委託することができる。	名の登録申請等の取次に関する業務を委託することができる。	
	2 指定事業者としての認定を受けるとき、その者は当社に対して別	2 指定事業者としての認定を受けるとき、その者は当社に対して別	
	に定める契約料を支払うものとし、この契約料は事由の如何を問わ	に定める契約料を支払うものとし、この契約料は事由の如何を問わ	
	ず、返還しない。	ず、返還しない。	

備考

3 指定事業者は、この委託を受けるに際して、当社に対して、名称、 代表者その他当社が定める事項を当社に届け出るものとし、その届け 出事項に変更があった場合も同様とする。

変更前

- 4 指定事業者としての認定にかかわる事項については、当社が定め る。
- 5 指定事業者は、第1項の登録申請等の取次にあたっては、当社が | 5 指定事業者は、第1項の登録申請等の取次にあたっては、当社が 別に定める指定事業者に関する表示をしなければならない。

### 第2条の2 (IPドメイン名登録情報等の取り扱い)

当社は、指定事業者が第6条に定める取次業務を行うにあたり取 得したJP ドメイン名の登録管理業務のために必要な情報(以下「JPド メイン名登録情報等」という)を、「JPドメイン名登録情報等の取り 扱いについて」に定める利用目的の範囲内のみに用いる。

2 指定事業者は、取次業務の遂行に際して当社から提供を受けたJP 2 指定事業者は、取次業務の遂行に際して当社から提供を受けたJP ドメイン名登録情報等を、取次業務の遂行にのみ用いるものとする。

#### 第2条の3 (認証方法)

当社は、指定事業者に対して別に定めるところにより、指定事業 者の認証方法を付与する。指定事業者は、この規則および第3条の業|者の認証方法を付与する。指定事業者は、この規則および第3条の業 務委託契約の定める業務のうち、当社が指定する業務について認証方 法を履践して委託業務を遂行しなければならない。

- たは開示し、貸与もしくは使用させてはならない。
- 3 当社において、所定の方法によって認証方法の検証を行って認証 │ 3 当社において、所定の方法によって認証方法の検証を行って認証 方法が正当であることを確認した場合、その委託業務は、申請者また「方法が正当であることを確認した場合、その委託業務は、申請者また」 は登録者からの依頼または申請者または登録者との約定に基づいた 指定事業者の意思に基づく真正な委託業務の遂行とみなす。

### 第2条の4 (当社の行う指定事業者業務)

当社は、指定事業者と同様の業務を行う部門を設けることができ

2 属性型地域型IPドメイン名登録規則に基づいて管理指定事業者 れるものとする。

## 第3条(委託業務・業務委託契約)

第2条により指定事業者に委託する業務(以下「委託業務」とい

3 指定事業者は、この委託を受けるに際して、当社に対して、名称、 代表者その他当社が定める事項を当社に届け出るものとし、その届け 出事項に変更があった場合も同様とする。

変更後

- 4 指定事業者としての認定にかかわる事項については、当社が定め
- 別に定める指定事業者に関する表示をしなければならない。

### 第2条の2 (IPドメイン名登録情報等の取り扱い)

当社は、指定事業者が第6条に定める取次業務を行うにあたり取 |得したJP ドメイン名の登録管理業務のために必要な情報(以下「JPド メイン名登録情報等」という)を、「JPドメイン名登録情報等の取り 扱いについて」に定める利用目的の範囲内のみに用いる。

ドメイン名登録情報等を、取次業務の遂行にのみ用いるものとする。

### 第2条の3 (認証方法)

当社は、指定事業者に対して別に定めるところにより、指定事業 務委託契約の定める業務のうち、当社が指定する業務について認証方 法を履践して委託業務を遂行しなければならない。

- 2 指定事業者は、前項の認証方法を厳重に保管し、第三者に漏洩ま 2 指定事業者は、前項の認証方法を厳重に保管し、第三者に漏洩ま たは開示し、貸与もしくは使用させてはならない。
  - は登録者からの依頼または申請者または登録者との約定に基づいた 指定事業者の意思に基づく真正な委託業務の遂行とみなす。

当社は、指定事業者と同様の業務を行う部門を設けることができ

2 属性型地域型IPドメイン名登録規則に基づいて管理指定事業者 変更申請をするとき、指定事業者には前項に定める当社の部門も含ま|変更申請をするとき、指定事業者には前項に定める当社の部門も含ま れるものとする。

## 第3条(委託業務·業務委託契約)

第2条の4(当社の行う指定事業者業務)

第2条により指定事業者に委託する業務(以下「委託業務」とい

備考 変更前 変更後 う)は、次のとおりとする。 う)は、次のとおりとする。 (1) 第4条に定める窓口対応業務 (1) 第4条に定める窓口対応業務 (2) 第8条に定める登録申請等に関する決定の伝達業務 (2) 第8条に定める登録申請等に関する決定の伝達業務 (3) 第9条に定める登録料・登録更新料および費用の納付業務 (3) 第9条に定める登録料・登録更新料および費用の納付業務 (4) 前各号に関連して当社が委託する業務 (4) 前各号に関連して当社が委託する業務 2 委託業務に関する事項は、この規則の定めるものを除くほか、業 2 委託業務に関する事項は、この規則の定めるものを除くほか、業 務委託契約をもって定める。 務委託契約をもって定める。 第4条(窓口対応業務) 第4条(窓口対応業務) 委託業務のうち、窓口対応業務は、次のとおりとする。 委託業務のうち、窓口対応業務は、次のとおりとする。 (1) 属性型地域型JPドメイン名の登録または変更、属性型地域型JP (1) 属性型地域型IPドメイン名の登録または変更、属性型地域型IP ドメイン名登録原簿の記載事項の変更、登録した属性型地域型 ドメイン名登録原簿の記載事項の変更、登録した属性型地域型 JPドメイン名の更新手続その他属性型地域型JPドメイン名登 JPドメイン名の更新手続その他属性型地域型JPドメイン名登 録規則に定める申請または届け出(以下併せて「登録申請等」 録規則に定める申請または届け出(以下併せて「登録申請等」 という)を希望する者(以下「登録等の希望者」という)に対 という)を希望する者(以下「登録等の希望者」という)に対 する説明および指導助言業務 する説明および指導助言業務 (2) 登録申請等の取次業務 (2)登録申請等の取次業務 2 前項第2号の登録申請等の方法は、当社が定める「属性型・地域 ┃■指定事業者が行う申請について記述を明確化。 型 JP ドメイン名サービスの概要」および「属性型(組織種別型)・ 地域型 JP ドメイン名登録申請等の方法と様式(指定事業者用) |をも って定める。 第5条(登録等の希望者に対する説明および指導助言業務) 第5条(登録等の希望者に対する説明および指導助言業務) 指定事業者は、登録等の希望者からの下記事項を含む照会、問い 指定事業者は、登録等の希望者からの下記事項を含む照会、問い 合わせ、質問等に対して説明を行い、指導助言するものとする。 合わせ、質問等に対して説明を行い、指導助言するものとする。 (1) 属性型地域型IPドメイン名登録規則、属性型地域型IPドメイン (1) 属性型地域型JPドメイン名登録規則、属性型地域型JPドメイン 名技術細則その他当社の定める規則等の内容 名技術細則その他当社の定める規則等の内容 (2)登録申請等の方法 (2) 登録申請等の方法 (3)登録等の希望者が登録できる属性型地域型JPドメイン名の種類 | (3)登録等の希望者が登録できる属性型地域型JPドメイン名の種類 (先願の有無等の事項を含む) に関する事項 (先願の有無等の事項を含む) に関する事項 (4) 当社の公開文書その他必要な資料等の閲覧の方法の教示または (4) 当社の公開文書その他必要な資料等の閲覧の方法の教示または | その交付 その交付 第6条(登録申請等の取次業務) 第6条(登録申請等の取次業務) 登録等の希望者の依頼がある場合、指定事業者は、その登録申請 登録等の希望者の依頼がある場合、指定事業者は、その登録申請 等の作成に関する助言・指導を行ったうえ、当社に対してこれを遅滞│等の作成に関する助言・指導を行ったうえ、当社に対してこれを遅滞

備考 変更前 変更後 なく取り次ぐものとする。 なく取り次ぐものとする。 2 指定事業者は、前項の助言・指導および取次にあたって、属性型 | 2 指定事業者は、前項の助言・指導および取次にあたって、属性型 地域型JPドメイン名登録規則所定の登録要件の適合性を調査し、か 地域型JPドメイン名登録規則所定の登録要件の適合性を調査し、か つ、申請様式、属性型地域型IPドメイン名技術細則その他当社の定め │つ、申請様式、属性型地域型IPドメイン名技術細則その他当社の定め る規則等に適合する申請を取り次ぐものとする。 る規則等に適合する申請を取り次ぐものとする。 3 前項の登録申請等の取次にあたっては、指定事業者に関して当社 3 前項の登録申請等の取次にあたっては、指定事業者に関して当社 が別に定める表示をしなければならない。 が別に定める表示をしなければならない。 第7条(取次時の説明) 第7条(取次時の説明・確認、指定事業者による取次の効果) 前条の取次業務を行う場合、指定事業者は、登録等の希望者に対 前条の取次業務を行う場合、指定事業者は、登録等の希望者に対 して、自己が独立の事業者であり、指定事業者における取次の受託が して、自己が独立の事業者であり、指定事業者における取次の受託が 当社における登録申請等の受理、登録を意味しないことを説明しなけ│当社における登録申請等の受理、登録を意味しないことを説明しなけ ればならない。 ればならない。 1の2 前項の取次業務を行う場合、指定事業者は、登録等の希望者 ■指定事業者が行う申請について記述を明確化。 の意思について適切な確認を行うものとし、指定事業者の責任におい て、取次を行う。 1の3 当社は、指定事業者によって取り次がれた登録等の申請は、 登録等の希望者の意思に基づいて真正に行われたものとして取り扱 2 指定事業者が前条の取次業務を行うにあたり、登録等の希望者か 2 指定事業者が前条の取次業務を行うにあたり、登録等の希望者か らJPドメイン名登録情報等を取得するときは、登録等の希望者に対 らJPドメイン名登録情報等を取得するときは、登録等の希望者に対 し、当該JPドメイン名登録情報等が当社に提供され、当社の定める「JP | し、当該JPドメイン名登録情報等が当社に提供され、当社の定める「JP ドメイン名登録情報の取り扱いについて」および「JPドメイン名登録 ドメイン名登録情報の取り扱いについて」および「JPドメイン名登録 情報等の公開・開示に関する規則」に基づき取り扱われることの同意 情報等の公開・開示に関する規則」に基づき取り扱われることの同意 を得るとともに、登録等の希望者が提供するJPドメイン名登録情報等 を得るとともに、登録等の希望者が提供するJPドメイン名登録情報等 に含まれるすべての情報主体(登録等の希望者を含み、これに限定さ に含まれるすべての情報主体(登録等の希望者を含み、これに限定さ れない)から同意を得ていることを確認しなければならない。また、 れない)から同意を得ていることを確認しなければならない。また、 指定事業者は、法令および指定事業者が自ら定める個人情報の取り扱 指定事業者は、法令および指定事業者が自ら定める個人情報の取り扱 いに関連する規定等を遵守したうえでJPドメイン名登録情報等を当 いに関連する規定等を遵守したうえでJPドメイン名登録情報等を当 社に提供しなければならない。 社に提供しなければならない。 第8条(取次にかかる登録申請等に対する決定の伝達業務) 第8条(取次にかかる登録申請等に対する決定の伝達業務) 当社が、指定事業者の取次にかかる登録申請等について受理通 当社が、指定事業者の取次にかかる登録申請等について受理通 知、補正請求、申請の結果に関する通知その他の通知または請求を指│知、補正請求、申請の結果に関する通知その他の通知または請求を指 定事業者に伝達した場合、指定事業者は、その伝達受領後遅滞なく、 定事業者に伝達した場合、指定事業者は、その伝達受領後遅滞なく、

		株式会社日本レジストリサービス(JPRS)
変更前	変更後	備考
登録等の申請者に対してその通知を伝達しなければならない。ただ	登録等の申請者に対してその通知を伝達しなければならない。ただ	
し、第10条第1項に定める条件においてこれと異なる合意がされた場	し、第10条第1項に定める条件においてこれと異なる合意がされた場	
合には、その合意にしたがう。	合には、その合意にしたがう。	
	2 当社が、指定事業者に対して登録者の管理指定事業者を変更する	■指定事業者が行う申請について記述を明確化。
	申請の意思確認等を依頼した場合、指定事業者がその依頼のときから	
	10日以内に登録者がその意思を有しない旨の回答をしない場合には、	
	指定事業者において登録者の意思確認等を行い、登録者がその意思を	
	有する旨の回答を得たものとみなす。	
	3 指定事業者は、前項の規定が適用される場合の一切の責任を負担	
	する。	
第9条(登録料・登録更新料および費用の納付業務)	第9条(登録料・登録更新料および費用の納付業務)	
属性型地域型,IPドメイン名登録規則第14条および同規則別表の	属性型地域型JPドメイン名登録規則第14条 <del>および同規則別表</del> の	   ■登録規則の別表削除に伴う記述の修正。
定めおよび指定事業者と登録等の申請者の間の登録料・登録更新料お	定めおよび指定事業者と登録等の申請者の間の登録料・登録更新料お	
よび費用の授受の有無にかかわらず、指定事業者は、取次を行った登		
録申請等にかかる別表「指定事業者取次にかかる属性型地域型」Pドメ	録申請等にかかる <del>別表「指定事業者取次にかかる属性型地域型IPドメ</del>	   ■本規則の別表削除に伴う記述の修正
イン名の登録料・登録更新料および費用の明細」記載の登録料・登録	イン名の登録料・登録更新料および費用の明細・記載の登録料・登録	
更新料および費用を、業務委託契約の定めるところにより、当社の指	更新料および費用を、業務委託契約ので定めるところにより、当社の	
定する銀行口座に送金して納付する。	指定する銀行口座に送金して納付する。	
1の2 前項にかかわらず、業務委託契約で登録料・登録更新料およ	1の2 前項にかかわらず、業務委託契約で登録料・登録更新料およ	
び費用について定めがある場合には、その定めを適用する。	び費用について定めがある場合には、その定めを適用する。	
2 前各項の送金に要する費用は、指定事業者の負担とする。	2 前各項の送金に要する費用は、指定事業者の負担とする。	
3 属性型地域型JPドメイン名登録規則に基づいて登録料・登録更新		
料または費用の返金を行う場合、当社は、第1項により現に納付され		
た金額を指定事業者の指定する方法により返金する。	た金額を指定事業者の指定する方法により返金する。	
第10条(指定事業者と登録者等の関係)	第10条(指定事業者と登録者等の関係)	
指定事業者は、この規則および属性型地域型IPドメイン名登録規	指定事業者は、この規則および属性型地域型IPドメイン名登録規	
則に反しない範囲において、申請者または登録者に対する属性型地域	別に反しない範囲において、申請者または登録者に対する属性型地域	
型、アドメイン名に関する申請・更新・届け出、登録料・登録更新料等	型、IPドメイン名に関する申請・更新・届け出、登録料・登録更新料等	
の取り扱いについての条件を定めるものとする。 2 前項の定めに関する一切の責任は指定事業者が負担するものと	<ul><li>○ の取り扱いについての条件を定めるものとする。</li><li>○ 1</li></ul>	
し、当社が損害を被った場合は、当社は指定事業者にその賠償を求め	2 前項の定めに関する一切の負性は指定事業者が負担するものと   し、当社が損害を被った場合は、当社は指定事業者にその賠償を求め	
し、ヨ社が損害を被った場合は、ヨ社は指定事業有にての賠債を求め ることができる。	し、当社が損害を恢うに場合は、当社は指定事業有にその賠償を求めることができる。	
	ることができる。   3 登録者が管理指定事業者変更申請を希望した場合、変更元管理指	
3 登録者が管理指定事業者変更申請を希望した場合、変更元管理指 定事業者はよび変更先管理指定事業者は、屋桝刑地域刑取ドスインタ		
<u>に</u> 事未有わよい変史	定事業者および変更先管理指定事業者は、属性型地域型JPドメイン名	

株式会社日本レジストリサービス(IPRS) 備考 変更前 変更後 登録規則に定める指定事業者変更手続を行うものとする。 登録規則に定める指定事業者変更手続を行うものとする。 第11条 (責任範囲) 第11条(責任範囲) 委託業務の遂行により登録等の希望者、申請者または登録者との 委託業務の遂行により登録等の希望者、申請者または登録者との 間に生じた事項に関する一切の責任は指定事業者が負担する。ただ | 間に生じた事項に関する一切の責任は指定事業者が負担する。ただ し、当社の責に帰すべき事由がある場合はこの限りではない。 し、当社の責に帰すべき事由がある場合はこの限りではない。 第12条(報告義務) 第12条(報告義務) 当社は指定事業者に対して、委託業務の実施状況その他必要な事 当社は指定事業者に対して、委託業務の実施状況その他必要な事 項について、いつでも書面または口頭による報告を求めることができ┃項について、いつでも書面または口頭による報告を求めることができ るものとする。 るものとする。 第12条の2 (業務委託契約の解除および業務委託の一時停止) 第12条の2 (業務委託契約の解除および業務委託の一時停止) 業務委託契約の解除に関する事項は、業務委託契約をもって定め 業務委託契約の解除に関する事項は、業務委託契約をもって定め る。 2 指定事業者に下記各号のいずれかの事由がある場合、当社は、30 2 指定事業者に下記各号のいずれかの事由がある場合、当社は、30 日以上の是正期間を定めた是正を催告し、その期間内にその是正がさ│日以上の是正期間を定めた是正を催告し、その期間内にその是正がさ れない場合、業務委託を一時停止することができる。 れない場合、業務委託を一時停止することができる。 (1)委託業務の遂行にあたり、業務委託契約または属性型地域型JP (1)委託業務の遂行にあたり、業務委託契約または属性型地域型JP ドメイン名登録規則、この規則その他当社が定める規則に関する重大 ドメイン名登録規則、この規則その他当社が定める規則に関する重大 な違反があるとき(ただし、指定事業者の金銭債務の不履行は重大な な違反があるとき(ただし、指定事業者の金銭債務の不履行は重大な 違反とみなされる) 違反とみなされる) (2) 資産、営業、信用等に重大な変更が生じ委託業務の遂行が著し (2) 資産、営業、信用等に重大な変更が生じ委託業務の遂行が著し く困難と認められる合理的事情があるとき く困難と認められる合理的事情があるとき (3) 当社の合理的な努力にもかかわらず、登録された連絡担当者と (3) 当社の合理的な努力にもかかわらず、登録された連絡担当者と 21日以上連絡がとれず、または、当社に対する応答がないとき 21日以上連絡がとれず、または、当社に対する応答がないとき 3 前項による業務委託の一時停止は、当社所定の方法によって指定 3 前項による業務委託の一時停止は、当社所定の方法によって指定 事業者に一時停止の始期および終期(この終期は、是正完了までの期 事業者に一時停止の始期および終期(この終期は、是正完了までの期 間とすることができる)、一時停止の事由を記載して通知するものと 間とすることができる)、一時停止の事由を記載して通知するものと し、指定事業者は、その通知に定める期間中、下記に定める属性型地 し、指定事業者は、その通知に定める期間中、下記に定める属性型地 域型JPドメイン名の取次を行ってはならない。 域型JPドメイン名の取次を行ってはならない。 (1) 属性型地域型JPドメイン名登録規則に定める管理指定事業者変 (1) 属性型地域型JPドメイン名登録規則に定める管理指定事業者変 更申請のうち、自らを変更先管理指定事業者とする申請 更申請のうち、自らを変更先管理指定事業者とする申請 (2)属性型地域型JPドメイン名登録規則第11条および第21条に定め (2) 属性型地域型JPドメイン名登録規則第11条および第21条に定め

る属性型地域型IPドメイン名の登録申請および仮登録申請

(3) 属性型地域型 IP ドメイン名登録規則第24条に定める属性型地

る属性型地域型IPドメイン名の登録申請および仮登録申請

(3) 属性型地域型IP ドメイン名登録規則第24条に定める属性型地

域型IPドメイン名の変更申請

(4) 属性型地域型IPドメイン名登録規則第29条に定める属性型地域 型JPドメイン名の移転登録申請

変更前

- 4 一時停止期間中に指定事業者が前項の属性型地域型 IPドメイン 名の取次業務を行った場合、当社は、属性型地域型JPドメイン名登録 規則第13条の定めにかかわらず、その取次にかかる登録申請を不受理 とする。
- 5 指定事業者は、本条に定める一時停止により損害を被った場合で | 5 指定事業者は、本条に定める一時停止により損害を被った場合で あっても、当社に対する一切の損害賠償請求権を放棄し、かつ、顧客 との関係は自らの費用と責任をもって処理し、当社に対して一切の損 害を及ぼさないものとする。ただし、当社の責に帰すべき過誤によっ て一時停止が行われた場合、当社は業務委託契約に定める範囲におい て、その損害を賠償する。

## 第12条の3 (解除・一時停止の場合の通知)

前条による解除または一時停止の措置が取られた場合、当社は、 指定事業者の取次にかかる登録者または申請者に対して、直接、次の 事項を通知することができるものとし、指定事業者は、これに異議な く同意するものとする。

- (1)解除の場合 解除の効力発生日および属性型地域型 IPドメイン名登録規則第4条の2に定める新たな管理指定事業者に 関する事項
- (2) 一時停止の場合 一時停止の始期・終期および一時停止期 間中の当該指定事業者を経由した登録申請が受け付けられないこと 2 前条第5項の定めは、本条に準用する。

# 第12条の4 (解除の場合の処理)

業務委託契約が解除された場合、当社または当社が指定する者 は、当該指定事業者に対し、取次業務を承継するために必要な情報を、 10日以上先の期日を定めて、無償で提供することを求めることができ

- 2 指定事業者が前項の提供を行わない場合、当社または当社の指定 2 指定事業者が前項の提供を行わない場合、当社または当社の指定 する者は、当該指定事業者の取次にかかる登録者に対して、直接、取一する者は、当該指定事業者の取次にかかる登録者に対して、直接、取 次を承継するために必要な情報の提供を求めることができるものと し、当該指定事業者は、これに異議なく同意する。
- 3 本条に定めるほか、指定事業者は、解除に伴う現務の結了につい 3 本条に定めるほか、指定事業者は、解除に伴う現務の結了につい

変更後

(4) 属性型地域型JPドメイン名登録規則第29条に定める属性型地域

- 型JPドメイン名の移転登録申請 4 一時停止期間中に指定事業者が前項の属性型地域型IPドメイン
- | 名の取次業務を行った場合、当社は、属性型地域型JPドメイン名登録 規則第13条の定めにかかわらず、その取次にかかる登録申請を不受理
- あっても、当社に対する一切の損害賠償請求権を放棄し、かつ、顧客 との関係は自らの費用と責任をもって処理し、当社に対して一切の損 害を及ぼさないものとする。ただし、当社の責に帰すべき過誤によっ て一時停止が行われた場合、当社は業務委託契約に定める範囲におい て、その損害を賠償する。

## 第12条の3 (解除・一時停止の場合の通知)

域型IPドメイン名の変更申請

前条による解除または一時停止の措置が取られた場合、当社は、 指定事業者の取次にかかる登録者または申請者に対して、直接、次の 事項を通知することができるものとし、指定事業者は、これに異議な く同意するものとする。

- (1) 解除の場合 解除の効力発生日および属性型地域型 IPドメイン名登録規則第4条の2に定める新たな管理指定事業者に 関する事項
- (2)一時停止の場合 一時停止の始期・終期および一時停止期 間中の当該指定事業者を経由した登録申請が受け付けられないこと 2 前条第5項の定めは、本条に準用する。

# 第12条の4 (解除の場合の処理)

業務委託契約が解除された場合、当社または当社が指定する者 は、当該指定事業者に対し、取次業務を承継するために必要な情報を、 10日以上先の期日を定めて、無償で提供することを求めることができ

- 次を承継するために必要な情報の提供を求めることができるものと し、当該指定事業者は、これに異議なく同意する。

備考

備考 変更前 変更後 て、当社の定める指示を、自己の費用と責任をもって誠実に履行する。 て、当社の定める指示を、自己の費用と責任をもって誠実に履行する。 4 第12条の2第5項の定めは、本条に準用する。 4 第12条の2第5項の定めは、本条に準用する。 第13条 (実施の細目) 第13条 (実施の細目) この規則の実施および業務委託契約の内容は、当社が定める。 この規則の実施および業務委託契約の内容は、当社が定める。 (付 (付 1 この規則は、1999年4月1日から施行する。 1 この規則は、1999年4月1日から施行する。 2 2001年1月1日公開の改訂は2001年4月1日から施行する。 2 2001年1月1日公開の改訂は2001年4月1日から施行する。 3 第2条第2項の契約料は25万円とし、別途これに対する消費税およ 3 第2条第2項の契約料は25万円とし、別途これに対する消費税およ び地方消費税相当額を加算して支払う。 び地方消費税相当額を加算して支払う。 4 この規則第2条第2項の定めにかかわらず、2001年3月末日現在指 4 この規則第2条第2項の定めにかかわらず、2001年3月末日現在指 定事業者であった者は契約料の支払いを免除する。 定事業者であった者は契約料の支払いを免除する。 5 属性型地域型,IPドメイン名登録規則第14条の維持料のうち、2001 5 属性型地域型,IPドメイン名登録規則第14条の維持料のうち、2001 年2月28日現在登録されている属性型地域型JPドメイン名の2001年4 年2月28日現在登録されている属性型地域型JPドメイン名の2001年4 月1日から2002年3月31日までの維持料は、2001年2月28日現在で接続 月1日から2002年3 月31日までの維持料は、2001年2月28日現在で接続 承認をしている社団法人日本ネットワークインフォメーションセン 承認をしている社団法人日本ネットワークインフォメーションセン ター(以下「JPNIC」という)会員を通じて支払うものとする。 ター(以下「JPNIC」という)会員を通じて支払うものとする。 6 2001年3月1日以降に登録された属性型地域型JPドメイン名の維 6 2001年3月1日以降に登録された属性型地域型JPドメイン名の維 持料の支払は、この規則および業務委託契約に定めるところにより納 持料の支払は、この規則および業務委託契約に定めるところにより納 付する。 付する。 7 1999年2月9日公開の付則第2号および第3号は削除する。 7 1999年2月9日公開の付則第2号および第3号は削除する。 8 2001年12月18日公開の改訂は、2002年2月18日から実施する。た 8 2001年12月18日公開の改訂は、2002年2月18日から実施する。た だし、第9条の改訂は、2002年4月1日から実施する。 だし、第9条の改訂は、2002年4月1日から実施する。 9 指定事業者は、属性型地域型JPドメイン名登録規則付則第14号に 9 指定事業者は、属性型地域型JPドメイン名登録規則付則第14号に 基づいて行う指定事業者選択の処置について異議なく同意し、JPNIC 基づいて行う指定事業者選択の処置について異議なく同意し、JPNIC および登録者が行う手続、届け出等に協力する。 および登録者が行う手続、届け出等に協力する。 10 2001年1月1日公開の付則第7号は削除する。 10 2001年1月1日公開の付則第7号は削除する。 11 2001年1月1日公開の付則第4号の適用は2002年3月31日までとす 11 2001年1月1日公開の付則第4号の適用は2002年3月31日までとす 12 2002年2月1日公開の改訂は、2002年4月1日から実施する。 12 2002年2月1日公開の改訂は、2002年4月1日から実施する。 13 2003年9月16日公開の改訂は、2003年11月17日から実施する。 13 2003年9月16日公開の改訂は、2003年11月17日から実施する。 14 2005年2月1日公開の改訂は、2005年4月1日から実施する。 14 2005年2月1日公開の改訂は、2005年4月1日から実施する。 15 2008年4月15日公開の改訂は、2008年6月15日から実施する。 ■改訂日、実施日を記述。

	変更前		変更後	備考
別表「指定事業者取次にか	かる属性型地域型JPドメイン名の	別表「指定事業者取次にか	<del>かる属性型地域型JPドメイン名の</del>	■別表を削除。
登録料・登録更新料および	費用の明細」	登録料・登録更新料および	、 <del>費用の明細」</del>	
+	++	+	·	
	料金 (注1)	手続	<del>  料金 (注1)                                   </del>	
+      ドメイン名登録申請	4,762円(税込 5,000円)	<u>+</u> ⊢ドメイン名登録申請	+ 4, <del>762円 (税込 5, 000円)</del>	
+   ドメイン名登録更新   .	3,500円(税込 3,675円)	+ - ドメイン名登録更新	+	
+      ドメイン名移転申請   ,	4,762円(税込 5,000円)	→ ドメイン名移転申請	4,762円 (税込 5,000円)	
+      ドメイン名仮登録申請	4,762円(税込 5,000円)	ードメイン名仮登録申請	4,762円(税込 5,000円)	
+      ドメイン名変更申請   ,	4,762円(税込 5,000円)		4,762円 (税込 5,000円)	
+     ドメイン名廃止届   ,	無料	+ - ドメイン名廃止届	無料	
一記載事項変更届	無料	<del>↑ 記載事項変更届</del>	無料	
管理指定事業者変更申請	;   無料 ·	<del>↑</del> <del>│ 管理指定事業者変更申請</del>	<del>  無料                                   </del>	
+     注1) 指定事業者は、登録ほ	++ 申請・登録更新に必要な登録料・登録更新	************************************	+ <del></del> 申請・登録更新に必要な登録料・登録更新	
	税および地方消費税相当額を加算して支		税および地方消費税相当額を加算して支	
払うものとし、その振込み	手数料は指定事業者の負担とする。	払うものとし、その振込み	手数料は指定事業者の負担とする。	
	版→2000年 7月19日版への変更)		版→2000年 7月19日版への変更)	
・登録規則の名称変更に伴		・登録規則の名称変更に伴		
・ドメイン名移転申請に関	する費用を別表に追加	・ドメイン名移転申請に関	する費用を別表に追加	
変更履歴(2000年 7月19日	版→2001年 1月 1日版への変更)	変更履歴(2000年 7月19日	版→2001年 1月 1日版への変更)	
・指定事業者の限定条件の撤廃に伴う変更		・指定事業者の限定条件の	撤廃に伴う変更	
・維持料制度導入に伴う変	更	・維持料制度導入に伴う変	更	
変更履歴(2001年 1月 1日	版→2001年12月18日版への変更)	変更履歴 (2001年 1月 1月	版→2001年12月18日版への変更)	
・JP ドメイン名登録管理	業務移管に備えた変更	・JP ドメイン名登録管理	業務移管に備えた変更	

変更前	変更後	備考
・指定事業者の認証方法に関する変更	・指定事業者の認証方法に関する変更	
・指定事業者に請求する登録料・維持料の請求サイクル変更に伴う変	・指定事業者に請求する登録料・維持料の請求サイクル変更に伴う変	
更	更	
・指定事業者の業務を一部制限する場合の条件に関する変更	・指定事業者の業務を一部制限する場合の条件に関する変更	
・指定事業者契約解除の場合の登録者の取扱いに関する変更	・指定事業者契約解除の場合の登録者の取扱いに関する変更	
・業務委託契約解除時の情報承継に関する変更	・業務委託契約解除時の情報承継に関する変更	
・指定事業者変更手続の整備に伴う変更	・指定事業者変更手続の整備に伴う変更	
変更履歴 (2001年12月18日版→2002年 2月 1日版への変更)	変更履歴(2001年12月18日版→2002年 2月 1日版への変更)	
・JPNIC から JPRS へのJPドメイン名登録管理業務移管に伴う組織主	・JPNIC から JPRS へのJPドメイン名登録管理業務移管に伴う組織主	
体の変更	体の変更	
変更履歴(2002年2月1日版→2003年9月16日版への変更)	変更履歴(2002年2月1日版→2003年9月16日版への変更)	
・「維持料」を「登録更新料」に変更	・「維持料」を「登録更新料」に変更	
変更履歴(2003年9月16日版→2005年2月1日版への変更)	変更履歴(2003年9月16日版→2005年2月1日版への変更)	
・個人情報保護法施行に伴い、業務範囲外の情報使用の禁止、取次時	・個人情報保護法施行に伴い、業務範囲外の情報使用の禁止、取次時	
の同意取	の同意取得を追加	
得を追加	変更履歴(2005年2月1日版→2008年4月15日版への変更)	■変更履歴を追加。
	・指定事業者が行う申請について記述を明確化	
	・別表「指定事業者取次にかかる属性型地域型JPドメイン名の登録	
	料・登録更新料および費用の明細」の削除	